

## 国際医療福祉専門学校七尾校科目等履修生規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、国際医療福祉専門学校七尾校学則第23第2項条の規定に基づき、国際医療福祉専門学校七尾校（以下「本校」という。）に受け入れる科目等履修生に関し必要な事項を定める。

### (入学資格)

第2条 科目等履修生として入学できる者は、本校学則第14条に規定する入学資格を有する者とする。

### (出願手続)

第3条 科目等履修生として入学を希望する者は、入学願書その他必要な書類に検定料を添え、所定の期日までに志望する学科に願出しなければならない。

### (入学者の選考)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者については、学科長が授業担当教員の了承を得、教員会議の議を経て、学校長が行うものとする。

### (入学手続及び入学許可)

第5条 前条により合格した者は、所定の期日までに本校において定める書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学校長は、前項の手続を完了した者に入学を許可するものとする。

### (入学の時期)

第6条 科目等履修生の入学の時期は、学期の始めにおいて行う。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

### (在学期間)

第7条 科目等履修生の1授業科目の履修期間は半年又は1年以内とする。ただし、当該者が引き続き履修を願出た場合は、教員会議の議を経て、在学期間を延長することができる。

### (履修科目等)

第8条 科目等履修生として1年に履修できる科目数及び単位数については、別表1のとおりとする。

### (単位の授与)

第9条 科目等履修生として授業科目を履修し、当該授業科目の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 前項により授与された単位については、本人より申請があったときは、単位修得証明書を交付する。

(退学)

第 10 条 科目等履修生が退学しようとするときは、その理由を付して学校長に願い出なければならない。

(除籍)

第 11 条 科目等履修生として不相当と認められる者については、教員会議の議を経て、学校長が除籍する。

(授業料等)

第 12 条 科目等履修生の検定料，入学料及び授業料の額は，別表 2 のとおりとする。

2 科目等履修生の授業料は，履修する授業科目の単位数に相当する額を，所定の期日までに納付しなければならない。

(その他)

第 13 条 この規則に定めるもののほか，科目等履修生について必要な事項は別に定めることができる。

附 則

この規則は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

第8条に定める1年に履修できる科目数及び単位数は次のとおりとする。ただし、正規の課程の教育に支障の生じない範囲に限ります。

なお、実習など履修を制限する授業科目があるので、出願前に問い合わせ先まで照会して下さい。

年	科目数	単位数
1年	10科目	10単位まで

別表第2

第12条に定める科目等履修生の検定料、入学料及び授業料は次のとおりとする。ただし、本校を卒業した者が科目等履修生として入学する場合は、検定料及び入学料を免除することができる。

検定料	5,000円	
入学料	20,000円	
授業料	1単位	15,000円